

学校職員の懲戒処分について（令和6年6月教育委員会定例会）（議案第7号関係）

No.	1
処分年月日	令和6年6月17日
処分の種類	停職6月
処分の理由	文書偽造及び体罰、不適切な言動
	<p>(事件・事故の概要)</p> <p>被処分者は、次の文書偽造及び体罰、不適切な言動を行った。</p> <p>(1) 令和5年10月25日(水)、保護者に行った「いじめアンケート」に自身の不適切な指導が記載されていたため、シュレッダーでこれを裁断し、白紙のアンケート用紙に、いじめを見聞きしたことはないと記入し、あたかも、当該保護者が作成したように装い提出した。</p> <p>(2) 令和5年9月上旬、児童に指導する際、右手をこぶしにして左肩を押す行為をした。</p> <p>(3) 令和5年9月下旬、授業中、児童に指導する際、児童をその場から移動させるために、被害児童の服の肩の部分をつかんで立たせ、両腕を持って持ち上げ、移動させた。</p> <p>(4) 令和5年11月27日(月)、児童に指導する際、「嘘をつく」と逮捕されるなどと発言した。</p> <p>(5) 令和5年11月30日(木)、国語の学習中、言葉の意味が分からないと話した児童に対して、「ばかちんだな」「あほちんだな」と発言した。</p>
事件発生年月日	令和5年9月上旬～令和5年11月
被処分者の年齢	58歳
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	小学校
被処分者の職	教諭
備考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手町、葛巻町、雫石町、矢巾町、紫波町)

【服務管理担当（内6215）】

職員の懲戒処分について（令和6年6月教育委員会定例会）（議案第8号関係）

No.	2
処分年月日	令和6年6月17日
処分の種類	戒告
処分の理由	体罰及び不適切な言動 (事件・事故の概要) 被処分者は、令和5年度において、以下の体罰及び不適切な言動を行った。 (1) 令和6年1月の授業中、生徒が教室移動する際、生徒1名の頭をつかんで倒した。 (2) 令和6年1月、廊下で生徒と会話中、男子生徒1名の脚を蹴った。 (3) 令和6年1月、廊下で男子生徒1名の襟をつかんで腹部にパンチをした。 (4) 令和6年1月の授業中、使用するプリントを配付する際、生徒1名に渡さず、その生徒が質問しても応答しなかった。 (5) 令和5年度の授業中、生徒3名に対し「バカ・アホ・ボケ」などと発言した。
事件発生日 年 月 日	令和5年度
被処分者の 年 齢	57 歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	県立高等学校
被処分者の職	指導教諭
備 考	

職員の懲戒処分について（令和6年6月教育委員会定例会）（議案第9号関係）

No.	3
処分年月日	令和6年6月17日
処分の種類	戒告
処分の理由	女性職員に対するセクシュアルハラスメント行為 (事件・事故の概要) 被処分者は、令和6年3月、女性職員に対し次のとおりセクシュアルハラスメント行為を行った。 (1) 贈り物を渡すため同職員の居宅に赴き、同職員が拒否したにもかかわらず、寝室を覗き見た。 (2) 同職員の居宅において、同職員を抱きしめた。
事件発生日 年 月 日	令和6年3月
被処分者の 年 齢	47歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	事務局
被処分者の職	—
備 考	—